

## 平成27年第7回花巻市教育委員会議（定例会）議事録

### 1. 開催日時

開会 平成27年5月28日（木） 午前10時00分

閉会 平成27年5月28日（木） 午前10時58分

### 2. 開催場所

石鳥谷総合支所 3-2、3-3会議室

### 3. 出席委員（5名）

委員 照井 善耕（委員長）

委員 中村 弘樹

委員 役重 眞喜子

委員 伊藤 明子

委員 佐藤 勝（教育長）

### 4. 説明のため出席した職員

教育部長 市村 律

教育企画課長 岩間 裕子

小中学校課長 菅野 広紀

こども課長 小田中 清子

文化財課長 千葉 達哉

### 5. 書記

教育企画課 課長補佐 鈴木和志 主任主査兼係長 幅下崇則

上席主任 佐々木晶子（書記）

### 6. 議事

○照井善耕委員長 おはようございます。只今から、平成27年7回花巻市教育委員会議定例会を開会します。会議の日時、平成27年5月28日、午前10時、会議の場所、石鳥谷総合支所3-2、3-3会議室。日程第1、会期の決定であります。本日一日とすることにご異議ありませんか。異議なしと認め、本日一日と決定いたします。日程第2、議事に入ります。議案第19号「花巻市教育委員会代決専決規程（平成18年花巻市教育委員会訓令第2号）の一部を改正する訓令」を議題といたします。事務局から提案内容の説明を求めます。岩間教育企画課長。

○岩間裕子教育企画課長 議案第19号「花巻市教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令」についてご説明申し上げます。本訓令は、花巻市代決専決規程の一部改正に伴い、定義及び代決する者の規定を整理しようとするものであります。それでは、改正の内容に

ついてご説明いたします。議案書の1ページと、議案資料1ページと2ページの議案第19号資料を併せてご覧くださるようお願いいたします。第1条の2第1号につきましては、定義の整理を行うものであり、「教育長又は専決権者」を「上司」に改め、「不在」の定義を加えるとともに、「それらの者」を「上司」に、「意思決定」を「決裁」にそれぞれ改めるものであります。また、本号において不在を定義したことに伴いまして、同条第3号を削り、第4号を第3号、第5号を第4号とし、併せて、同号の課長等の定義に「監」を加えるものであります。第2条につきましては、代決する者の規定を整理するものであり、各課が所管する事務事業について、担当課長が代決することができるよう、第2項中「教育企画課長」を「課長等」に改めるほか、園長を除き主査職以上の職員配置のない保育園における代決を可能とするため、第3項のただし書きを削るものであります。次に施行期日ですが、本訓令は平成27年6月1日から施行するものであります。以上で説明を終わりますがよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○照井善耕委員長 ありがとうございます。只今、事務局から説明を受けましたが、本案に関して質疑等ございましたらお願いします。役重委員。

○役重眞喜子委員 内容については、説明いただいたとおりで分かったのですが、今回の改正の理由と背景をもう一度お聞きしたいと思います。

○岩間裕子教育企画課長 花巻市の代決専決規程につきまして、5月に改正が行われまして、定義につきまして、これまでの表現を改めまして、「上司」という言葉を使っております。また、「不在」の定義につきましても、別条項を設けるということではなく、括弧書きで提示するというような定義が行われておりますし、「意思決定」ではなくて「決裁」ということでの文言整理が行われているということ受けまして、これに合わせるという形にしたものでございます。併せて今年度から教育部にも「監」ということで施設管理監の設置が課長級で行われておりますので、これも併せて加えるということでの定義の整理となっております。

○役重眞喜子委員 今のご説明はわかるのですが、今の規定では何か不都合があるというような、今までは良かったけど改めて改正という背景を教えてくださいたいと思います。

○岩間裕子教育企画課長 教育委員会の代決専決規程につきましては、これまでも、市長部局の代決専決規程の見直しがある度に突合を行いまして、必要な改正は加えてきたというような経緯がございます。今回、先ほど申し上げた「監」の追加でございますとか。「教育企画課長」のみではなく「課長等」に改める、また、保育園の現状に即して主査職以上の職位のものについては改正を加える必要があるだろうと判断いたしまして、その際に市長部局の文言と同じ定義を使って、こちらも規定させていただいた方がよろしいのではないかと判断したところでございます。

○照井善耕委員長 市全体の形に教育委員会も合わせたという。

○役重眞喜子委員 市長部局の方は元々こうだったのですか。今回改正があったのですか。

○市村律教育部長 5月に改正があった。

○役重眞喜子委員 何か理由があって改正したのですか。

○照井善耕委員長 5月の改正のきっかけになったというか、何かあって市全体の代決専決規程を変えたという、その背景になった辺りをお話していただいた方が理解しやすいと思います。

○岩間教育企画課長 市長部局の方でも毎年度、組織改編が行われる度に代決専決規程については見直しを行っているということで、協議をする中において、これまでの表現について、上の方からこの表現ではなく、新たに「上司」とか「不在」というものについて、同じ文書の中で定義するべきではないかと提言いただいたということで、それを例規の審査会で検討した結果、これを採用するということになったということで、あくまでも、文言の整理であるということが市長部局からの回答でありました。なので、それに合わせる形をとらせていただきたいということでございます。

○照井善耕委員長 何か具体的な形で支障があって、変わってきたのだということではないと。

○伊藤明子委員 拝見していますと、特別「上司」という文言を入れなくてもよいのではないかと思ったりしたのですけれども、これをどうしても入れなければいけなかったということなのでしょうか。この「上司」というのは誰からみて上司なのか分からないですし、文書を見た限りでは、確かに理由を入れることはよいことかもしれませんが、代決者が不明だということでも別におかしくないと思うのですが、決まったことなのでそれはそれでいいでしょうけれども、限定のところ、かえって難しくなると思うのですけど。

○照井善耕委員長 今までの「教育長または専決権者」よりは「上司」となった場合は広がりますよね。いろんな場合において。

○伊藤明子委員 役所の文言は一般的に私達が使っているのとまた違ったりするので、分かりにくいというイメージがあったりするものですから、分かりやすい方がいいんじゃないかという思いで申し上げたものですから。

○役重眞喜子委員 もうひとついいですか。第2条の代決の規定の第2項なのですが、教育企画課長が代決をするということ今まではなかったわけですよね。他の課のことまで代

決したかと。こういう規定だったかと改めて見たのですけど。現実には教育企画課長が全ての課の分を代決していたのでしょうか、それとも現実には改正後のように各所属長、各課長が代決していたということでしょうか。あまり、教育長もどちらもいないということはないでしょうが。

○岩間裕子教育企画課長 今、役重委員からお話しがありましたけれども、現実的には、どちらも不在で、緊急を要して、どうしても決裁をしなければいけないという案件はこれまであまりなかったと思います。私もまだ日が浅いので、今の時点で他の課の分まで代決をしているというようなことはございませんし、もし、その必要が生じた時には、もちろん中身をよく熟知している所管課の課長において代決することが望ましいという風に考えております。

○役重眞喜子委員 市長部局においては、総務課長が決裁するとかはないですね。違う、各部の。

○市村律教育部長 その所管の事務に関することという限定で。

○役重眞喜子委員 部長の代決は各部の筆頭課長ということになるのでしょうか。筆頭というか何と言いましたっけ。

○市村律教育部長 前は主管課と。今も主管課はあるのですが、そういう位置付けにはなっていないですね。

○役重眞喜子委員 市長部局の方はこれまでも、担当課長が代決するという規程ですね。何かのときに部長の代決をするから主幹課長は、何でしたっけ。

○市村律教育部長 前は6級の参事とかいう格付けだったのですが、数年前から各課長は同じという。

○役重眞喜子委員 実態に合わせてということですね。

○佐藤勝教育長 事故等が発生した場合のスピード感のある処理、結局その担当課が中心になるわけですけど、そこで教育企画課と、当然、皆協議して情報共有するわけですけども、執行の効率化とか課長のところで、もうすこしセクションについてきちっと進捗させるべきだという背景があります。実際、教育委員会ではこういったことでトラブルはありませんし、ただ、課長についてはもう少し主体性を発揮して職員一丸となって頑張りなさいと。こういう風な解釈となっていました。

○照井善耕委員長 文書で表すときに、そのことによって流れが悪くなるとか、横の連携

をあまりとらないで機械的に事務を進めてしまうとか、そういう風になったのではうまくないので、今、教育長からもあったように。課長方で情報を公開しながら、最終的には主幹の担当しているところが、きちんと責任を持ってやっていくという、両面の役割できちんとすすんでいかないと。そういうことで、今度改正することで流れが悪くなるとか、進まなくなるとか、そういうことではないということだと思いますよ。さらにお互い連携してやっていくと。他に質問等ございましたらお願いいたします。ではよろしいでしょうか。それでは、質疑なしと認め質疑を終結いたします。それでは採決いたします。お諮りいたします。議案第19号「花巻市教育委員会代決先決規程（平成18年花巻市教育委員会訓令第2号）の一部を改正する訓令」を原案のとおり決することにご異議はありませんか。異議なしと認め、議案第19号は原案のとおり議決されました。続きまして、議案第20号「花巻市教育振興審議会委員の任命に関し議決を求めることについて」を議題といたします。事務局から提案内容の説明を求めます。岩間教育企画課長。

○岩間裕子教育企画課長 議案第20号「花巻市教育振興審議会委員の任命に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。花巻市教育振興審議会は、教育行政の基本的施策に関し必要な事項を調査審議するため、教育委員会の諮問機関として条例により設置された審議会であります。委員につきましては、花巻市教育振興審議会条例第3条第1項の規定により、教育関係者、識見を有する者及びその他教育委員会が必要と認める者のうちから14名を委嘱しているところであります。委員の任期は2年となっておりますが、現在任命しております委員の一部について関係団体の役員改選により異動が生じたことから、新たに任命しようとするものであります。以下、議案書2ページをご覧ください。新たに任命しようとする委員について、ご説明申し上げます。菅原真登美氏、46歳、花巻市PTA連合会副会長であります。任期につきましては、花巻市教育振興審議会条例第3条第2項の規定により前任者の残任期間となりますことから、平成29年4月30日までであります。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○照井善耕委員長 只今、事務局から説明を受けましたが、本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採択いたしたいと存じます。これにご異議ありませんか。ご異議ありませんので、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決しました。お諮りいたします。議案第20号「花巻市教育振興審議会委員の任命に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。異議なしと認め、議案第20号は原案のとおり議決されました。続きまして、議案第21号「花巻市博物館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて」を議題といたします。事務局から提案内容の説明を求めます。千葉文化財課長。

○千葉達哉文化財課長 議案第21号「花巻市博物館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。花巻市博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関として、博物館法第20条第

1 項及び花巻市博物館条例第 1 1 条第 1 項の規定により設置しているものであります。同協議会の委員は、花巻市博物館条例第 1 1 条第 3 項の規定に基づき、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから任命するものであります。任期は 2 年となっておりますが、現在任命しております委員の一部について関係団体の役員改選などにより異動が生じたことから新たに任命しようとするものであります。以下、議案書 3 ページをご覧ください。新たに任命しようとする委員について、ご説明申し上げます。菊池博文氏、58 歳、宮野目中学校校長であります。次に、板垣福子氏、66 歳、花巻市地域婦人団体協議会副会長であります。任期につきましては、花巻市博物館条例第 1 1 条第 4 項の規定により前任者の残任期間となりますことから、平成 28 年 6 月 30 日までであります。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○照井善耕委員長 只今、説明を受けましたが、本件は人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採択いたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。ご異議ございませんので、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決しました。お諮りいたします。議案第 2 1 号「花巻市博物館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。異議なしと認め、議案第 2 1 号は原案のとおり議決されました。

## 7. 報告事項

○照井委員長 日程第 3、報告事項に入ります。事務局から報告をお願いいたします。菅野小中学校課長。

○菅野広紀小中学校課長 報告いたします。各学校における「いじめ防止を考える日」の取組についてであります。資料 No. 1 をお開きください。昨年の 12 月に「花巻市いじめ防止法等のための基本的な方針」を策定いたしました。その基本方針では毎年 6 月 1 日を「いじめ防止を考える日」としてあります。各学校においては、児童生徒が主体的にいじめ防止をするための取組を行う予定であります。実施日は平成 27 年 6 月 1 日、月曜日、対象校は全小中学校であります。小学校、中学校それぞれ児童会、生徒会執行部が中心となった取組が展開される予定であります。より良い人間関係を築く基となる言葉についての寸劇を行う学校、いじめ防止の標語を考え標語コンクールを実施することを伝える学校等、いろいろな取組が展開されます。次のページからは全部の学校の予定が書かれてあります。特徴的な取組も中にありまして、いろいろな工夫をして子供たちが主体的に取り組むのではないかなど期待しているところです。詳しくはご覧ください。以上であります。

○照井善耕委員長 平成 27 年度ですね（資料の実施日が平成 26 年度となっていたため）

○菅野広紀小中学校課長 平成 27 年度です。

○照井善耕委員長 それでは今、各学校におけるいじめ防止を考える日の取組ということでお話しがりましたが、何か質疑等ございますでしょうか。もし、自分が人との関係の中で苦しくなったり悲しくなったりした時に、どう対応すればいいのかというあたりを、万が一の場合はこうすればいいんだというのが分かることが大事な感じがします。「いじめないようにしよう」というのはあまり定着しないのではないかと思う。運動を進めるときにちょっとそういう視点から先生方にもみてもらえればいいのではないかと感じます。

○菅野広紀小中学校課長 わかりました。苦しくなった時どうしたらよいかというところまで。

○照井善耕教育長 考え方として、自分自身がそうなった時、あるいはそういう場面に遭った時、そういうのも受け止めてあげる必要があると思います。他に委員さん方からないでしょうか。中村委員。

○中村弘樹委員 この取組の中にスクールカウンセラーというのがありまして、その時に面談とか指導という部分があるのですが、今現在、これを配置している学校でいじめがあるということではないですよね。いじめに伴ってスクールカウンセラーを充ててると取られるような感じがします。

○照井善耕委員長 まずひとつは、スクールカウンセラーの配置についての計画を。あと、実際に配置されているところで問題になっているか。問題があって配置になっているのかをお願いします。

○菅野広紀小中学校課長 スクールカウンセラーの配置条件については、中学校は全部の中学校に配置しているところです。中学校については全部の中学校。小学校については、太陽の子保育園を卒園した子どもたちが入学した学校、6校には県に全部配置お願いしていました。その他何校かありますが、基本的には中学校のスクールカウンセラーが中学校区の小学校には出向くようになっているので、全部の小学校はカバーできるような仕組みになっています。今現在、いじめ等があってカウンセリングを受けているという事例はないです。必要になりそうだという学校は1校あります。

○照井善耕委員長 小学校ですか。

○菅野広紀小中学校課長 中学校です。

○伊藤明子委員 必要になりそうだなというのはどういう感じなのですか。

○菅野広紀小中学校課長 中学校に入学して運動会が終わったあと、登校を渋るようになり、それが、どうやら無視をされたことが原因なのではないかということで、その中学校

ではいろいろとケース会議を開いてどう対応するか進めており、市としても入っているところでもあります。

○伊藤明子委員 クラス全体でその人を無視しているということですか。ご自分のお友達で今まで仲が良かったのに無視されたということですか。

○菅野広紀小中学校課長 自分としては小学校時代から仲の良かった人から無視をされている。そうしたら他の人も何か無視をしているのではないかと、そういう風に見えてきたということで学校に登校できない状態になっているということです。

○佐藤勝教育長 中学校に入って、発達段階で交友関係が変わっている。中学校では部活という縦割りの関係も出てきますので、そういったところの背景にあるのかと思いますね。やっぱりひとつひとつほぐしていかないと。そして皆で気づいていかないと。

○伊藤明子委員 今はLINEとかあったりするので、余計に考え方が複雑ですものね。私達だったら、無視されたら別の友達作ればいいとなるけど、なかなかそうはいかない感じで、どの程度口を出していいのかなと思うのですが、対人間同士の付き合いということを大事にしていればいかなと思います。

○佐藤勝教育長 学校全体で先生方も共通理解して、ひとつの方向性なりステップを皆でやっているということが大事になりますね。

○照井善耕委員長 カウンセラーの方と関係はできているのですか。

○菅野広紀小中学校課長 家庭訪問をして会えるかという状況です。カウンセラーにどう繋いでいくかということ、本人と会えるかどうかもちよっと。

○照井善耕委員長 その家庭の方々は安定しているの。

○菅野広紀小中学校課長 安定していると聞いています。

○照井善耕委員長 家庭が安定して、親子でも責めたりしないで、聞き役になっていければいいと思うのだけど。うちにも居場所がなくなるということにならないように注意していかないと大変だと思うので、徹底的に話を聞いてあげる、思いを聞いてあげる。あとは、ちゃんと眠れること、ごはんが食べられること、生活リズムが崩れないこととか、そういうことだけしっかりと、やっていただければ、時間をちょっとかければ落ち着くような気がします。

○菅野広紀小中学校課長 そのあたりは連携しながら進めていきます。

○伊藤明子委員 親の身になれば、行ってとか、行ってくれば良いなというのが先立つと思いますよ。これは親御さんともよく話をする必要があるのではないかなと思います。

○照井善耕委員長 そういう意味でいうと、本人とカウンセラーの関係よりもまず、親とカウンセラーがしっかりと分かり合った方がいいと思いますね。他にございますでしょうか。小田中ことも課長。

○小田中清子こども課長 それでは、就学前教育の「ニコニコ3事業」の実施についてご報告をいたします。この3事業につきましては、先日、市長の記者会見の場において報告されましたので、その内容について、資料からかいつまんでご説明をいたします。この事業は、花巻市就学前教育プログラム、それから社会状況、子どもの実態に基づいて展開しているものです。まず、1つ目の「家族でニコニコチャレンジ」という事業でございます。これは基本的な生活習慣を身に着けるために、園児とその家族と一緒に目標を立てて、出来た日にはカードにニコニコマークを書いて親子で評価し合います。6月、7月、それから11月、12月の期間のうち2週間、年2回取組をしております。取組の実績といたしまして、平成26年度は年長児をもつ96%の家庭で取り組みを実施しました。こちらのほうでは、情報モラルの部分で取組を進めてほしいと思ひまして、項目の中に呼びかけをして取り組んでいるところでございますけれども、実績の中では、その部分について取り組まれたという家庭については、5.4%にとどまったという結果があるところでございます。それから2つ目の「ニコニコ元気っ子事業」ですけれども、これは保育の中で遊びを工夫して楽しく体力を向上させるためのひとつの手法として紹介いたしました。コーディネートトレーニングについて、花巻市内の全部の保育園、幼稚園、それから認可外保育所に声をかけまして、年2回実施をいたしております。取組実績といたしましては昨年度、1984人の園児がこのコーディネートトレーニング教室に参加していたところでございます。運動能力調査については、公立園のみで調査を行っております。25メートル走、それからテニスボール投げ、体支持持続時間、立ち幅跳びの4項目ですけれども、年2回実施をしております。昨年度調査を始めたばかりですので、これから続けまして評価をして参りたいと思ひているところでございます。それから3つ目の「ニコニコ先生体験」ですが、保護者が一日保育士体験を行うことによって、子育てのヒントを得たり、子育てへの負担感を軽減させることなどによって、家庭教育力の向上を図ろうというものでございます。取組実績につきましては、昨年度、公立保育園において参加者が315名の保護者の参加がございました。保護者の方からは、家庭でみられない子どもの姿が見られた、それから、保育士や先生方の言葉掛けについて非常に参考になりましたとか、それから、保育士さんと自分との保育に対する共通理解が図られたといったような声がありました。これは保護者の方ばかりではなくて、受け入れる保育士にとっても専門性が問われますので、お互いにとって保育の質の向上も図ることができる、両方にとってのメリットがあると思ひているところでございます。ただ、保護者の方におかれましては、仕事を持って保育園に入れていることですので、職場との仕事の関係でスムーズにこの体験に参加でき

る状況ではないという方も中にはいらっしゃいますので、そういったところがこれからの課題とされているところがございます。以上でございます。

○照井善耕委員長 ありがとうございます。何かご質問等ございましたらお願いします。私はまず、前から「ニコニコ」をつけて事業を進めるのはすごくいいと思っていました。何か目標をして皆で取り組もうという時に必死さの方が先に立つと本当に取組自体が窮屈になって苦しくなったりするので、何か満足感なり充実感を持てるような事業をすすめるのが大事だなと思っています。それからさっきのいじめとも関係あるのですが、この前、NHKで、最近小学生がキレるという問題が出ているという番組を見ましたが、一つ大事なものは早寝早起きだということです。花巻は40年近く早起きマラソンをやっているわけですが、出席率が当初より1/3ぐらいになっているようです。早起きマラソンに行けば授業中に寝ているというような話が出てきたりするのですが、早起きマラソンが習慣化した子どもが寝ているのではなく、習慣化できない子が寝ているのです。NHKの話でも子ども達の実態を見ると、朝一定の時間に起きて、時間になったら眠るということが出来た子どもは本当に情緒的にも落ち着いて1日2日何か都合があって眠れなかったとしても、そんなに情緒的に不安定になるということはなく安定しているんです。あともう一つ、この前見たのですが、学校毎にいろんな取組を工夫しているという事例がありました。朝、登校したらすぐ教室に入るのではなく、校庭に棚を作って、そこにランドセルを置いて10分間遊ぶのだそうです。帰りの学活で、子ども達に明日は何をして遊ぶかを話し合わせて、決めさせて下校させる。そして、朝来たときに遊ぶのですね。そうしたところ、いじめとかキレるとか劇的に減ったと。いわゆるポイントは帰りに子ども達に自分たちでやることを決めさせると。あくまでも、子供達が主体的に明日こう遊ぶと決めるという。何かそういう取組ませ方は必要じゃないかとこれを見ながら改めて思いました。それから、皆さんコーディネーショントレーニングというのは聞いたことありますか。私、前に聞いたことがあります。実際にやるのを見ていいなと思ったのですが、ひとつ心配したのは、指導者が資格を取得する形なのですね。できれば、資格を持った人に、先生方がポイントを学ぶ機会を設けてもらって、先生方の日常のレベルで、業間のときにやってみるとか、今、お話ししたように朝の10分間を利用してやってみるとか、そういう形になればいいと思います。研修するとき、専門家でないといけないというシステムは学校ではやりにくいと思ったところでもあります。他の議員さん方から何かないでしょうか。なければ進みますが、あと一つだけ、私の方からの報告です。この前、全国市町村教育委員会連合会の定期総会に出ました。その中で、これから総合教育会議があるので、それを大変だとかそういう捉え方ではなく、おおいに首長さんと意見を交換して情報を共有するひとつのきっかけとしてほしいという話だったのですが、その中の具体的なことで、財務省から子どもが減っているのだから教員を減らせという、ものすごい圧力がかかっているようです。一応、1クラス何人に対して教員は何人という法的に裏付けた部分はあるのですが、それ以上にもっと減らせというのがあるそうです。そこで、文部科学省でも、それではだめだと言っているのですが。ぜひ、お願いしたいのは、自治体の方から、首長さんから、今、学校でこういう具体的な課題があるのだと、例えば子供が多様化してきていると

か、情緒的に不安定になってきているとか、そういう市町村のレベルで一番とらえやすい具体的なことを挙げてほしいと。花巻も定数以上に人を雇ってやってもらっていますが、ここに講師を入れてもらったおかげで担任だけではできないことが出来て、子どもたちにいい影響が出ているとか、こういう情報を具体的な形でどんどん首長さんに挙げて、今の国の制度だけでは物足りない部分をどどこ膨らましていけるような取組みをぜひ進めてほしいという話でした。私も本当にそう思いました。ここにはやっぱり人で対応する以外にないのだと。そうすると我々委員の役割としては、学校現場とか、あるいは子ども達、あるいは親御さんたちの活動の場をつぶさに見ながら、こういう風にやると良くなるとか、何かそういう形で情報をどんどん挙げられるようにすればいいと思ってきました。文部科学省の財政担当の人も、何とか自治体の方からも首長を通してお願いしますと繰り返してお話がありましたのでお伝えします。よろしくお願いします。では、以上で、終わりにしてよろしいでしょうか。本日の教育委員会議定例会、以上をもちまして終わります。ありがとうございました。